



お子さまの予防接種について

* 予防接種を受けましょう

赤ちゃんは、生まれた直後にはお母さんからもらった免疫（感染症に対する抵抗力）がありますが、生後数か月で自然に失われていき、感染症にかかりやすくなります。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって感染症を予防していくことが必要になります。その助けになるのが予防接種です。また、予防接種は受けた人の健康だけでなく、社会全体で感染症の流行を防ぐことにつながっています。正しい理解のもと、計画的に予防接種をすすめていきましょう。

* 予防接種の受け方

◎接種日時点で、野田市に住民票がある方が対象です。

※野田市から転出した方（異動日を含む）は転出先の市区町村にご相談ください。

◎接種を希望する予防接種の予診票に記入し、予防接種を受ける医療機関に持参してください。

◎予診票を紛失した場合は、母子健康手帳を持参のうえ、保健センターにお越しください。

* 予防接種を受けるときの注意事項

◎事前に確認すること

- ・医療機関への連絡または予約をしましょう

医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。

- ・説明書をよく読みましょう

事前に説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応について理解しましょう。

◎当日に確認すること

- ・お子さんの体調は良いですか

病気が治った直後ではありませんか。また、予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調がよくないと思ったら接種は控えましょう。

- ・予診票の記入漏れはありませんか

予診票は、医師にとって大事な情報です。確認しながら記入しましょう。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。

- ・持ち物

予診票、母子健康手帳、健康保険証など、野田市の住所が確認できるもの

* 定期接種と任意接種

◎「定期接種」は、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められたものです。対象年齢や接種間隔を守って接種をした場合には、全額公費負担（無料）で受けることができます。「任意接種」は、予防接種法によって定められていないもので、有料となります。また、万が一健康被害が起きたときの救済の制度が異なります。

◎「対象年齢」とは、「定期接種」を受けることができる年齢です。「標準的な接種期間」を過ぎても対象年齢の範囲内であれば、接種可能と定められています。この期間より早くに、もしくは、過ぎてからの接種は「任意接種」となり、原則として自費での接種となります。

◎「標準的な接種期間」とは、それぞれの予防接種の免疫獲得等の目的から、予防接種を受けることが最も望ましい期間です。

＊県外の医療機関で接種を希望の方

◎予防接種は、居住地の市区町村内または、市区町村長の要請に応じて委託契約した医療機関で行うことを原則としていますが、県外の医療機関に長期入院している等の理由で、野田市と委託契約した医療機関以外で定期予防接種を希望される場合、事前の申請により接種費用の全部または一部が償還払いされます。事前の申請なく接種した場合には、任意接種となり、費用の払い戻しはありません。

＊千葉県内野田市外で予防接種をご希望の方

◎かかりつけ医が市外であるなどの理由で、野田市以外の医療機関で予防接種を希望される場合、「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ接種協力医療機関」であれば手続きの必要はありません。また、相互乗り入れ接種協力医療機関は、千葉県医師会のホームページからも確認できます。（千葉県医師会ホームページ <http://www.chiba.med.or.jp/>）詳細については、お問い合わせください。

＊長期にわたる療養を必要とする疾患（悪性新生物、血液・免疫疾患など）にかかった方

◎定期予防接種の対象者であった時期に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっていた等の特別な事情により、やむを得ず接種を受けることができなかったと認められる方は接種期限を超えても接種が可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※最新情報は、各保健センターにお問合せいただくか、野田市ホームページをご確認ください。

【HP 検索】1000342 野田市ホームページ 子どもの予防接種



問い合わせ

野田市保健センター 04-7125-1190
関宿保健センター 04-7198-5011